

入院基本料および看護体制に関する事項

当院では、厚生労働大臣が定める基準に従い、近畿厚生局（※自院の所在地に合わせて変更）に届け出た以下の体制で入院診療を行っています。

1. 入院基本料の届出について

当院では、病棟ごとに以下の入院基本料を算定しています。

- 一般病棟入院基本料（13 対 1）
- 地域包括ケア入院医療管理料 1（13 対 1）
- 療養病棟入院基本料（20 対 1）

2. 看護配置について

当院では、患者さんにより手厚い看護を提供するため、以下の配置を行っています。

- 一般病床・地域包括ケア病床：入院患者さん 13 人に対して 1 人以上の看護職員（看護師および准看護師）を配置しています。
- 療養病棟：入院患者さん 20 人に対して 1 人以上の看護職員、および患者さん 20 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しています。
- 夜間体制（国の定める夜間配置基準）：夜間（消灯 21 時～起床 6 時）においても、安全な療養環境を維持するため、各病棟に 2 名以上の夜勤職員（看護職員および看護補助者）を常時配置しています。

3. 入院診療計画・退院支援について

- 入院診療計画：医師・看護師・その他の医療従事者が連携し、患者さん一人ひとりに合わせた「入院診療計画書」を作成し、入院時にご説明いたします。
- 退院支援体制：住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域連携部門のスタッフやソーシャルワーカーが、退院後の療養場所や介護保険の利用についてご相談を承ります。

4. 関連する主な施設基準（加算）

入院基本料に加えて、以下の基準を満たしていることを届け出ています。

- 入院時食事療養(I)：適切な栄養管理のもと、毎月行事食や月 1 回の「昼食選択メニュー」を取り入れ、適時（朝食 8 時、昼食 12 時、夕食 18 時）・適温の食事を提供しています。
- 入院生活療養(I)：療養に適した環境（温度、照明、給水等）を整備しています。
- データ提出加算：厚生労働省への適切な診療情報の提出を行っています。
- 外来・在宅等ベースアップ評価料：入院診療に従事する職員の処遇改善（賃金改善）を実施しています。